決裁	議 長	局 長	参　事	

受付

報　告　書

平成２５年　２月２７日

湯前議会議長　　山下　力　様

湯前町議会議員

議員派遣として参加（出席）した研修（会議）の内容（結果）は、次のとおりでありました。

期　間	平成２５年２月２５日（月）
場　所	人吉市　アンジェリーク平安
目　的	平成２４年度球磨郡町村議会議員研修会参加について

報告の内容	◆研修内容
	１．議員の発言
	・一般質問の事前通告は必要（目的：会期日程の調整、高いレベルの議論）
	・発言者は、内容に責任を持たなければならない。
	・言い間違い　→訂正（議長の了承）
	・内容間違い　→取消（議長が議会に諮る）
	・「訂正」「取消」は、会期中しか有効でない。
	「訂正」「取消」は、本人申出・他議員からの発言取消動議・議長権限による。
	※首長に権限はない。
	２．視察
	・観光地へ行く場合は、視察目的が必要。
	・行って帰ってくるまでが視察の範囲。途中での別行動は、本来違反。
	どうしても別行動をとる場合、公費は出さないこと。（公費カット）
	・住民監査、住民訴訟で被告になるときつい。

報告の内容	・２泊３日の３日めで、朝食後解散は認められない。午前中までは、必ず「視察」を入れること。 ３．兼業の禁止 ・「非常勤の特別職（議員など）」、「常勤の特別職（首長など）」が兼業禁止の対象。 ・自治法９２－２の請負・委託は認められない。 ただし最高裁判例より、「請負・委託」の額が会社売上額に対して５０％を超えているかが判断基準となる。個人経営の場合、「請負・委託」の額が１％でも兼業とみなされる。 ・下請けは問題ない。（下請けの丸請けはできない） ・民法１０８条　双方代理の例として、前名古屋市長の世界デザイン博覧会が示された。 ・兼業禁止の発案は議員に専属し、議員３分の２以上の議決で議員の身分がなくなる。 ・最高裁判例の次は、行政律令が判断基準となる。 ・指定管理は、最高裁の判例がない。 町で条例を作れば問題ない。（総務省の見解） ・ＮＰＯ役員は、町と請負・委託契約をしたら兼業の対象となる。 補助金は問題ない。（自治法２３２－２条） ◆研修の感想 ・どんな場面においても、危機管理はとても重要である。 「議会人が知っておきたい危機管理術」の本を読んで、危機管理への理解を更に深めたい。